

## 令和7年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会 議事録

■ 日 時 令和7年9月29日（月曜日）午後1時30分～午後1時56分

■ 場 所 対面及びオンラインの併用

### ■ 出席委員

片谷会長、山下第一部長、宗方第二部長、安立委員、飯泉委員、尾崎委員、  
玄委員、高橋委員、羽染委員、速水委員、廣江委員、森川委員、保高委員、  
横田委員、渡部委員、渡邊委員

### ■ 議事内容

#### 1 答 申

「都営南田中団地建替事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、【大気汚染 騒音・  
振動 共通】の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべき  
ことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

#### 2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

## 受 理 報 告 ( 9 月 )

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	(仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業 (工事の施行中その1)	令和7年7月31日
	東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業 (Y3) (工事の施行中その2)	令和7年8月25日
	中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業 (工事の施行中その1)	令和7年8月25日
2 変 更 届	多摩都市計画事業稲城南山東部土地地区画整理事業	令和7年7月25日
	(仮称) 芝浦一丁目建替計画	令和7年8月6日
	世田谷清掃工場建替事業	令和7年8月25日
	山菱産業株式会社採掘区域拡張事業	令和7年8月25日
	GLP昭島プロジェクト	令和7年8月25日
3 完 了 届	虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業	令和7年9月11日

令和7年度  
「東京都環境影響評価審議会」  
第7回総会  
速記録

令和7年9月29日（月）  
対面及びオンライン併用

(午後 1時30分 開会)

○石井アセスメント担当課長 本日は東京都環境影響評価審議会総会に御出席いただき、ありがとうございます。

本日の進行は、アセスメント担当課長の石井が務めます。よろしくお願いたします。

本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員21名のうち16名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、これより、令和7年度第7回総会の開催をお願いいたします。

○片谷会長 皆様、御多忙の中御出席くださりましてありがとうございます。

本日でございますが、会議に入ります前に、傍聴を希望する方がいらっしゃるという報告がございましたので、いつものように、傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっておりますが、これで進めさせていただきます。

では、傍聴人の方々の入場を御案内してください。

(傍聴人入室)

○石井アセスメント担当課長 傍聴人の方々が入場されました。

傍聴人の皆様にお知らせします。本日の審議会の資料につきましては、適宜画面に投影するほか、環境局のホームページに掲載しておりますので、必要に応じて御覧ください。

それでは、会長、お願いいたします。

○片谷会長 では、ただいまから、令和7年度東京都環境影響評価審議会第7回総会を開催いたします。

本日の会議は、お手元の次第にありますように、答申が1件及び受理報告ということとさせていただきます。

では、早速ですが、次第1の「都営南田中団地建替事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第一部会で審議をしていただきましたので、その結果につきまして第一部会長の山下委員から報告を受けることといたします。

では、山下部会長、よろしくお願いたします。

○山下部会長 山下です。よろしくお願いたします。

資料1を御覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○石井アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

令和7年9月29日

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 山下 りえ子

「都営南田中団地建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「都営南田中団地建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について

#### 第1 審議経過

本審議会では、令和7年8月1日に「都営南田中団地建替事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

#### 第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

##### 【大気汚染 騒音・振動 共通】

建設機械の稼働に伴う大気汚染及び騒音・振動について、各工区において影響が最大となる時点における最大値が出現する地点を含む範囲で予測するとしているが、本事業は団地内に居住者がいる中で約13年間の長期にわたって段階的に建替えを行う計画であり、配慮施設等が隣接している地点もあることから、適切に予測時点や予測地点等の設定を行うこと。

#### 第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

付表については次ページになります。

以上となります。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、令和7年8月1日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。

本事業は、東京都練馬区南田中三丁目などに位置する既存の都営南田中団地49棟を除去した用地に、新たに中高層住宅30棟、1,850戸を建て替えるとともに、約200台の自動車駐車場の設置など、居住環境の整備を行う事業です。

現入居者の移転先の確保等を考慮し、約13年間の工事期間を3期に区分して実施する予定となっています。

対象事業の種類は「住宅団地の設置」でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

【大気汚染 騒音・振動 共通】の意見ですが、本事業は段階的に建替えを行い、既存建物の解体から新築工事の完了まで約13年間にわたる事業計画となっています。

調査計画書において建設機械の稼働に伴う大気汚染及び騒音・振動の予測の対象時点は「建設期間の稼働による影響が最大となる時点」としてはありますが、工事の段階ごとに、影響が出る地点などが異なることが考えられます。

このため、全期間で影響が最大となる時点だけではなく、近接する住宅や福祉施設に影響を与える時点においても適切に予測・評価を行う必要があります。

以上により、各段階における環境への影響が最大となる地点を適切に把握し、必要な時点及び地点において予測・評価することを求めることとしました。

以上で私からの報告を終わります。

○片谷会長 ありがとうございます。

ただいま御報告いただきました内容につきまして、何か御意見等の御発言がありますでしょうか。御発言がある方は挙手をお願いいたします。

いつものように、発言される際には、最初にお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

部会で審議を尽くしていただいたという理解でよろしいかと思いますが、何か補足されること等の御発言がありましたら承りますので、御発言のある方は遠慮なく挙手をしていただくようお願いいたします。

では、山下部会長、補足をお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。山下でございます。

今回の答申案の作成におきましては、ここにありますように、大気汚染、騒音・振動の各専門委員からの御意見等を承りまして、そのとおりその趣旨を御記載させていただいた内容となっております。

また、全般的なことになりますが、既にさきに御説明のとおり、工期が約13年と長く、住宅を建て替えながら行うこと、また、周辺の住宅地や緑地等の環境にも十分配慮されることを、関係区長の意見等も踏まえて、部会においては十分な審議をいたしました。

以上でございます。

○片谷会長 ありがとうございます。

第一部会に御所属の委員の皆様方で何か補足的なご意見のある方がいらっしゃいましたら承りますが、いらっしゃいますでしょうか。

今、山下部会長も再度おっしゃいましたが、やはり13年という工期がかなり長いということがありまして、これまでも公営の団地の建替事業というのは幾つか例がございましたが、居住されている方がいらっしゃる中での工事ということもありますので、なかなか難しいところがあると認識をしております。

そういった中で、事業者の皆様方にはより一層の環境保全のための努力をしていただくということになるわけですが、そういった趣旨が反映された答申案をまとめていただいたものと理解をしております。

委員の皆様から特に追加で御発言いただくことはございませんでしょうか。

(無し)

○片谷会長 それでは、特に追加の御発言等はないようでございますが、部会長、よろしいですね。

○山下部会長 はい。

○片谷会長 では、今、山下部会長から御報告いただき、さらに、追加の御説明もいただきましたので、この報告と部会長の追加報告の内容をもって審議会の答申といたしたいと存じますが、これでよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○片谷会長 それでは、特に御異議の御発言もございませんでしたので、今御報告いただいた内容をもって審議会の答申とさせていただくことにいたします。

それでは、石井課長、答申書の読上げをお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

7 東環審第22号

令和7年9月29日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝

「都営南田中団地建替事業」環境影響評価調査計画書の答申について

令和7年8月1日付7環総政第280号（諮問第566号）で諮問があった、このことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

以上になります。

○片谷会長 ありがとうございます。

先ほど山下部会長が追加の御発言をされたのも、やはりこの事業が、工期が非常に長い事業で、居住されている方々等への影響も考慮しながら進めていただく必要があるということで、より注意を要する事業という趣旨での御発言だったと認識しております。

多分、東京都の事業ですので、事業者の立場の東京都のスタッフの方々も傍聴はされているだろうと思いますが、事務局ともよく連携していただいて、円滑に事業が進むように、事務局から適切な指導をしていただくようお願いしたいと思います。これは事務局へのお願いです。

○石井アセスメント担当課長 はい、承知いたしました。

○片谷会長 それでは、先ほど石井課長に朗読をしていただきました答申案文を知事に答申として提出させていただくことにいたします。ありがとうございました。

では、続きまして、受理関係に進ませさせていただきます。

受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 受理関係について御報告いたします。

お手元の資料2を御覧ください。

9月の受理報告は、事後調査報告書3件、変更届5件、完了届1件を受理しております。

区分、対象事業名称及び受理年月日につきましては、資料を御確認ください

なお、「世田谷清掃工場建替事業」につきましては、評価書案の審議が一時中断されておりましたが、来月より第一部会での審議が再開される予定です。

なお、8月の受理報告に係る助言事項、事業者回答はございません。

また、9月の受理報告に係る助言事項もございません。

以上となります。

○片谷会長 ありがとうございます。

今、世田谷清掃工場の案件につきまして、評価書案の審議が一時中断であったという御報告がありましたが、これは特段皆さんにその経緯をお知らせしてもいい件でしょうか。もし支障がないのであれば、どういう事情で中断され、さらにそれが再開されたのかというものの経緯を、簡潔に御説明いただけますか。

○石井アセスメント担当課長 はい。世田谷清掃工場につきましてですが、審議の途中で煙突の工法について、もともと解体撤去して新たに煙突を建て直すという予定でしたが、再利用するという変更が行われることになりまして、それに伴って変更届が出たと。

工事自体が変わってしまいますので、審議を一時中断させていただいて、変更届が来てから改めて審議をやり直すという形にさせていただいております。

○片谷会長 ありがとうございます。

○石井アセスメント担当課長 すみません、もう1点。それに伴って工期の変更がございましたので、それも含んでの変更となります。

○片谷会長 工期が少し、全体が延びたというようなことですか。

○石井アセスメント担当課長 はい、工期が全体的に延びたということも含んでおります。

○片谷会長 承知しました。

今の御説明について、もし何か御質問等のある委員がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

(無し)

○片谷会長 特に御発言の御希望はないようでございますので、では、今の受理報告について、追加の事項も若干ございましたが、これも含めて了解されたものとさせていただきます。

受理報告について、特にほかに御発言がないようであれば先に進みますが、よろしいでしょうか。

(無し)

○片谷会長 特に挙手されている委員はいらっしゃいませんので、受理報告も含めて御了解いただいたものとさせていただきます。

では、受理報告はこれで終了いたします。

ほかに何か委員の皆様から御発言のある方はいらっしゃいますか。

(無し)

○片谷会長 特に御発言の御希望がないようですので、これをもちまして本日の審議会総会を終了とさせていただきます。

御出席の皆様、どうもありがとうございました。

では、傍聴されている皆様方は「退出ボタン」を押して退室していただくようお願いいたします。

(傍聴者退室)

(午後 1 時 56 分 閉会)